

平成18年度
予算編成方針

平成17年10月

沖 縄 県

1 平成18年度予算編成方針

平成17年10月 沖縄県

予算編成の背景

〔国の平成18年度概算要求に当たっての基本的な方針〕

国は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（以下「基本方針2005」という。）を平成17年6月21日に閣議決定したところである。

「基本方針2005」においては、これまでの改革の成果を踏まえ、平成18年度までの重点強化期間に「小さくて効率的な政府」への取組、新しい躍動の時代を実現するための取組、民間主導の経済成長を確実なものとする改革に取り組むこととしている。

平成18年度予算については、この「基本方針2005」を踏まえ、これまでの歳出改革路線を堅持・強化するため、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を超えた予算配分の重点化・効率化を実施し、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしている。

また、地方財政については、平成18年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、累次の基本方針を踏まえ、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、給与関係経費、投資的経費、一般行政経費等の地方歳出全般について徹底した見直しを行い、地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制し財源不足の縮小に努めるとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方交付税総額を抑制することとしている。

〔地方行財政の現状〕

現下の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であることや社会保障関係経費の自然増があることから平成8年度以降、財源不足が生じる深刻な事態に直面した。

また、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等により、借入金残高が急増しており、平成17年度末においては、借入金総額は205兆円に達する見込みとなっており、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、構造的にみて、極めて厳しい状況にある。

一方、少子高齢化による人口減少時代を迎え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき各々の地域に相応しい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が期待されている。

これまでも、地方公共団体においては、公務員数の削減や事務・事業の民間委託等の行政改革に積極的に取り組んできたところであるが、厳しい財政や地域経済の状況等を背景に、その進捗状況に対し国民の厳しい視線が向けられている。

このような中、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日総務事務次官通知）が策定され、地方公共団体は、より一層積極的な行政改革の推進に努めることが求められている。

また、三位一体の改革については、「基本方針2005」において、地方の意見を聞きつつ議論を進め、概ね3兆円規模を目指した税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革を実施することとされており、残された課題については、本年秋までに確実な結論を得ることとされている。

〔本県の財政状況〕

本県の財政状況は、歳入面では、自主財源の柱である県税収入の歳入総額に占める割合が16.3%と全国平均の25.8%に比べ、依然として低い状況にあり、地方交付税や国庫支出金に大きく依存した構造となっている。

一方、歳出面では、人件費や公債費などの義務的経費が49.1%を占めており、さらに、平成16年度末の普通会計の県債残高が、予算規模を上回る6,483億円に達するなど、本県財政は極めて厳しい状況にある。

平成17年度当初予算は、厳しい財政状況の下、約165億円もの財政調整基金等を取り崩し編成したところである。今後も、復帰前後に採用された職員が退職期を迎え、その退職金が多額に上ることが懸念されるほか、公債費についても、新たな発行は抑制しているものの、近年の臨時財政対策債の発行による償還が増加していくものと見込まれる。

さらに、国の平成18年度地方財政収支の仮試算によると、税を含む一般財源総額は確保されるものの、地方交付税が2.7%減、臨時財政対策債が0.8%減と見込まれるなど、本県財政を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想される。

平成18年度予算編成指針

〔予算編成の基本的考え方〕

平成18年度は沖縄振興計画の中間年度であることから、これまでの成果を踏まえ、更なる発展に向けた県づくりを進めるため、「参画と責任」、「選択と集中」、「連携と交流」といった沖縄振興計画の基本姿勢のもと、次の事項を重点施策として、各種事業を推進することとしている。

- (1) 自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保
- (2) 科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成
- (3) 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成
- (4) 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保
- (5) 多様な人材の育成と文化の振興
- (6) 持続的発展を支える基盤づくり
- (7) 離島・過疎地域等の振興
- (8) 米軍基地問題等の解決促進と駐留軍用地跡地の利用促進等

また、分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方公共団体においては、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層的確に対応することが求めら

れている。

さらに、三位一体の改革が進められ、地方の自由度が高まる中、自己決定、自己責任の下、施策の優先度等を明確にし、事務事業の選択を進める必要がある。

このような旺盛な財政需要や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、「沖縄県行財政改革プラン（仮称）」を策定し、簡素で効率的な行財政運営を行い、現下の厳しい財政状況の中、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的・効率的に配分する。

平成18年度予算は、このような基本的な考え方に基づいて編成することとする。

〔行財政改革の反映〕

現在策定中の「沖縄県行財政改革プラン（仮称）」を予算編成に反映させるため、特に次の事項に留意すること。

1 事業の徹底した見直し

少子高齢化による人口減少時代を迎え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中、義務的事業・政策的事業に関わらず、県の役割や経費負担のあり方等について改めて検証し、制度の改正を含めて、徹底した見直しを行うこと。

2 事務経費の節減・合理化

旅費、需用費、庁舎等の維持管理に係る委託料等の事務経費については、仕様、回数、規模の見直し等により、更なる節減・合理化に努めること。

3 県単補助金等の見直し

既存の補助金、負担金及び交付金については、社会経済情勢の変化、補助目的等の達成状況、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等について精査し見直し作業を進めており、その結果を踏まえること。

また、新規補助金を設ける場合にあっては、これに見合う既存の補助金の廃止や縮減による整理合理化を行い、補助対象の範囲や補助効果、補助率等を十分検討のうえ、必ず終期の設定を行うこと。

4 民間委託等の推進

民間委託等を行う場合は、経費の節減や定数管理等行財政運営の効率化の観点から検討を行い、県民サービスの維持・向上等が図られることに留意しつつ推進すること。なお、継続して委託するものについても、行政コストの縮減を図ること。

5 県単独プロジェクト等の見直し

県単独プロジェクト等については、次のとおり取り扱う。

- (1) 県単独事業等により整備する、いわゆる大規模なハコ物（事業費が概ね10億円以上のもの）については、原則として設計や建設に着手することを見合わせるとともに事業費の圧縮を図ること。
- (2) 老朽化した県の施設の整備については、財政の状況を勘案の上、優先順位を付けて年次的に整備することとしていることから、引き続き、事業規模や実施年度等の事業計画について見直しを行い、効率的な事業推進を図ること。
- (3) 既に設計や建設に着手している国庫補助事業及び県単独事業のうち、多額の事業費を要すると見込まれる事業については、事業費の更なる縮減策や収支改善策、維持管理経費縮減策等を検討すること。

6 各種イベント等の開催経費の節減・合理化

イベント等の開催経費については、簡素で効率的に実施できるよう、これまでの事例にとらわれることなく事業内容、規模を見直すなど経費負担の軽減を図ること。

7 市町村等との機能分担、負担区分の明確化

地方分権の趣旨を踏まえ、国、県、市町村等との機能分担及び負担区分をより一層明確にするとともに、市町村等の自主性と自立性を尊重し、地域に密着した事務・事業、市町村等で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、市町村等への移行を積極的に推進すること。

8 財政支援団体に対する指導

県が出資・補助又は貸付等財政的支援を行っている公社等各種団体に対しては、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」、「公社等指導監督要領」及び「沖縄県行財政改革プラン（仮称）」の基本方針を踏まえ、経営健全化が図られるよう徹底した指導を行うこと。

また、公社等各種団体に対する財政支援については、団体の自立性を高めるため、県関与の必要性を十分検討し、事業の整理・縮小・合理化を図るなど、県の財政的支援や関与のあり方を見直すこと。

〔財源の確保〕

県税、地方交付税、県債等については、税制改正や地方財政計画の動向等に留意しつつ所要額の確保を図ること。

国庫支出金については、国庫補助負担金の廃止・縮減や制度の見直し等、国の動向に十分留意し、適正な額の確保に努めること。

また、使用料及び手数料の見直しや遊休財産の計画的な処分及び県税等の徴収率の向上等を通して、財源の確保を図ること。

経費区分の設定と要求基準

平成18年度予算は、以下の経費区分毎に要求基準を設定し、編成することとする。

1 義務的経費（A経費）

- (1) 人件費
- (2) 公債費
- (3) 扶助費
- (4) 内閣府沖縄担当部局一括計上事業
- (5) 各省庁計上事業のうち沖縄特例分

年間所要額を要求すること。

ただし、(4)及び(5)については平成18年度概算要求額に見合う額とする。

2 義務的事業（B経費）

- (1) 義務事業（B-1事業）

対象者（対象事業）及び事業量が法令等で明定している事業

債務負担行為に基づく利子補給、県税関係市町村交付金、選挙関係経費、地方職

員共済組合負担金等

年間所要額を要求すること。

(2) 義務的事業 (B - 2 事業)

対象者 (対象事業) が法令等で明定されているが、事業量については、自治体の裁量とされている事業

医療審査会、判定委員会運営経費、実地指導経費等

各部局ごとに、各事業 (単年度事業及び法令等の改廃により廃止される事業を除く。) の前年度当初予算における一般財源額を上限として要求すること。

3 政策的事業 (C 経費)

政策的な判断要素の特に強い経費を含むおおむね次に掲げる事業

(1) 平成 18 年度重点施策のうち県政の基本方針に関わる重要事業

(2) 投資的事業 (補助・単独・災害復旧事業)

(3) 政策的判断を要するものとされる委託料・負担金・補助金・交付金・積立金・繰出金及び貸付金を含む事業

(4) 柔軟かつ斬新な発想に基づく施策展開のための事業

原則として、平成 17 年度当初予算における各部局の C 経費の一般財源総額から、平成 17 年度限りの経費及び義務的経費に準ずる経費等を控除した額 (「基礎額」) の 70% の範囲内において各部局の主体性と責任をもって事業の選択を行い、経費を配分すること。

なお、義務的経費に準ずる経費等については、別途通知する。

4 経常的事業 (D 経費)

(1) 経常的管理運営事業 (D - 1 経費)

庁舎等維持管理費、公共施設等管理費、県管理施設運営費等

原則として、平成 17 年度当初予算における各部局の D - 1 経費の一般財源総額から平成 17 年度限りの経費、経費の変更・廃止事業に係る経費等を加減算した額の概ね 90% の範囲内において各部局の主体性と責任をもって事業の選択を行うとともに、旅費、需用費、維持管理経費等の事務経費について、仕様、回数の見直し等による徹底した節減・合理化に努め、経費を配分すること。

(2) 一般的行政事業 (D - 2 経費)

他の事業 (経費) に区分されない事業

原則として、平成 17 年度当初予算における各部局の D - 2 経費の一般財源総額から平成 17 年度限りの経費、経費の変更・廃止事業に係る経費等を加減算した額の概ね 85% の範囲内において各部局の主体性と責任をもって事業の選択を行うとともに、旅費、需用費、維持管理経費等の事務経費について、仕様、回数の見直し等による徹底した節減・合理化に努め、経費を配分すること。

5 標準的事業 (E 経費)

今後相当期間にわたって事業費・事業内容が固定される課・室・所の運営費等標準的
事業

原則として、平成17年度当初予算における各部局のE経費の一般財源総額から平成
17年度限りの経費、経費の変更・廃止事業に係る経費等を加減算した額の概ね85%
の範囲内において各部局の主体性と責任をもって事業の選択を行うとともに、旅費、需
用費、維持管理経費等の事務経費について、仕様、回数の見直し等による徹底した節減
・合理化に努め、経費を配分すること。

6 新規事業について

新規事業についても、真に必要不可欠なものに限り、原則としてスクラップアンドビ
ルドを行い、要求すること。

なお、要求に当たっては、特に以下のことに留意すること。

- (1) A経費及びB-1経費については、各経費区分の概算要求基準の範囲内において要
求すること。
- (2) B-2経費については、法令等の新設等により、事業の実施が義務付けられる経費
について、事業の対象や事業量を十分精査の上、所要額を要求すること。
- (3) C経費については、経費区分の概算要求基準の範囲内において要求すること。ただ
し、本県の振興を図るため、創意工夫に富んだ施策を展開する新規事業については、
重点事業特別枠として各部局の課数の2分の1に相当する件数を上限として要求を認
める。
なお、部局横断的に2以上の部局でもって、共同提案し、実施するものについては、
別に追加を認める。
- (4) D経費及びE経費については、各経費区分の概算要求基準の範囲内において要求す
ること。
なお、次の経費等で、1件100万円以上の経費については、事前に新規事業協議
を行うこととする。
ア 全国規模の大会開催経費
イ 施設の新増設に伴う経費
ウ 施設の大規模な修繕等単年度に多額の費用を要する経費等
- (5) 各事業については、達成すべき整備率・普及率等の数値目標を明確にした事業計画
を策定するとともに、必ず終期を設定すること。
また、各部局の横断的な政策的展開、事業相互の関連性、実施方法等の整合性を図
るため、部局間の連絡調整を緊密に行うこと。
- (6) 事業の実施に当たっては、新沖縄県定員適正化計画の着実な実施に向け、各部の定
員管理計画に基づく定員のスクラップアンドビルド、事務事業の見直し等により、定
員の適正化を徹底すること。
- (7) 事業を進めるに当たっては、自主的・主体的な事業の推進に配慮しながら、国庫補
助制度等の有効な活用について検討するとともに、国庫補助負担金の廃止、縮減等、

国の動向に十分留意すること。

- (8)市町村等に新たな財政負担が生じるなど、他の団体と調整を要する事業については、その実施に支障が生じないよう事前に十分に調整すること。
また、県と市町村等との役割分担を明確にした上で適正な負担割合を設定し、上乘せ補助は行わないこと。

7 三位一体の改革への対応について

- (1)三位一体の改革により廃止・縮減が見込まれる国庫補助負担金については、未だ決定されていないことから、予算要求に当たっては、現行制度を前提とするが、その動向に十分留意し、積極的な情報の収集に努めること。
- (2)三位一体の改革に伴い、国庫補助負担金が廃止されるものについては、ゼロベースで見直し、事業の緊急性、必要性、内容、効果、県の役割等を十分精査の上、新たな事業スキームを検討すること。
- (3)国庫補助負担率が引き下げられる事業は、真に緊急性があり、必要があると認められるものに限り、受け入れること。この場合、県の負担が任意のものについては、県費の継ぎ足しは行わないこと。
- (4)三位一体の改革に伴い、交付金化、統合・メニュー化される事業を受け入れる場合は、事業の目的、効果、補助率等を十分精査すること。

特別会計等に関する事項

特別会計については、設置目的に応じ業務運営の合理化・効率化及び経費の見直しを徹底し、財源不足額を一般会計からの繰入金に安易に依存することなく、独立採算の原則堅持に努めること。

所要経費の見積もりに当たっては、一般会計に準じて編成すること。

また、公営企業会計への繰出しに当たっては、当該会計の経営合理化・効率化の促進に努め、一般会計との負担区分を明確にし、法令等の繰出基準に基づき見積もること。

要求に当たっての留意事項

要求に当たっては、年間を通じる歳入・歳出の見積額により要求すること。

見積もりに当たっては、本方針のほか、別途通知する「平成18年度予算見積基準表」によること。

なお、年度中途の補正は、災害、制度改正等当初予算編成時に予見できない真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。

また、他の部・課と関連する課題への対応については、緊密に連携し、事業の効果的・効率的な推進が図られるよう十分調整のうえ要求すること。